

インフルエンザ流行期における発熱患者への 対応に関する意向調査への御協力をお願い

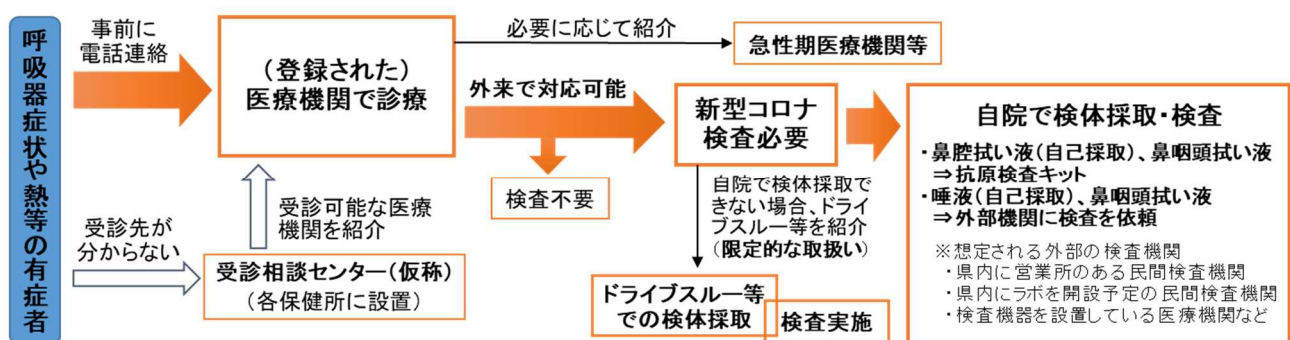
日ごろ、本県の保健医療行政の推進に御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、インフルエンザ流行期に発熱患者が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することが見込まれることから、鳥取県では、10月中を目途に次のインフルエンザ流行に備えた実現可能な体制の整備を検討しています。

<国の方針を受けて鳥取県として検討している体制の概要>

- ① 発熱等がある者を事前の電話連絡のうえ医療機関で診察していただく従来の流れを基本とし、新たに承認された鼻腔拭い液等を利用した検査の実施を想定しています。

※発熱・帰国者・接触者相談センター（保健所内）は原則として受診前に経由しません。



- ② かかりつけ医等における新型コロナウイルス感染症の検査は、次の方法が想定されます。

○抗原検査キットを使用し、自院で検査（30分程度で結果判明）

- ・患者本人による検体採取が可能な鼻腔拭い液が新たに追加されました。
- ・現在承認されている抗原検査キットは、新型コロナウイルス抗原とインフルエンザウイルス抗原の2検査を同一の鼻腔拭い液検体で行うことが可能で、検体採取が1回で済みます。

○採取した検体を民間の検査会社等で検査

- ・検体は鼻咽頭、鼻腔、唾液のいずれも可能ですが、結果判明まで一定の時間がかかる場合があります。また、各医療機関にて民間検査機関と契約いただく必要があります。

- 施設構造上の問題等で検体採取・検査が難しい医療機関については、現在行政主体で運営している検査センター（ドライブスルー）の利用も調整しますが、検査能力に限りがあるため、限定的な取扱いとなります。

県としては、地域の身近な医療機関に発熱患者の診療・検査を担っていただき、県民の皆様にも負担の少ない体制を整備していきたく考えています。

つきましては、県医師会及び各地区医師会の御協力のもと、県内各医療機関の現時点の意向をアンケート調査させていただくこととしましたので、10月16日(金)までに回答くださるようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の診療の際に必要なPPEは、国又は県から無償配布させていただくこととしております。また、すでにご案内している感染拡大防止等支援事業（無床診療所の場合補助上限100万円）に加え、国が発熱患者の診療・検査を行う医療機関に対する支援制度（別添資料参照）を創設しておりますので申し添えます。

（お問い合わせ先）鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課 荒金、山崎
電話 0857-26-7153 E-mail kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

※送付状は添付せずこのままお送りください

インフルエンザ流行期における発熱患者への対応に関する意向調査票

※今回の調査は今後の体制整備の参考とするためのもので個々の回答を外部に公表することはありません。

※診療・検査に協力いただける医療機関については、10月中旬に指定手続を進めることとしており、改めて詳細(診療可能な時間帯等)を確認させていただきます。(11月以降も指定手続は随時行いますので、後日、方針を変更されることがあっても問題ありません。)

※指定した医療機関の情報は、地域の医療機関や保健所等で共有します。また、多くの医療機関を指定させていただいた際は、地区医師会等と相談の上、地域住民への情報公開も検討します。

令和2年 月 日

医療機関名			
回答者氏名			
電話番号		FAX 番号	

1 新型コロナウイルス感染症に関し、インフルエンザ流行期における発熱患者への対応として、どのような御協力がいただけますか？(いずれかに○をしてください。)

※診察した患者が新型コロナウイルス陽性であっても、適切に感染防護している限り濃厚接触者には当たらず、保健所から事業停止を要請されるようなことはありません。

※診療・検査に協力いただける場合、行政検査の委託契約を県又は鳥取市と締結(地区医師会単位で集合契約)いただく予定です。(検査費用にかかる保険適用後の自己負担分は公費負担)

※抗原検査キットは各医療機関で購入いただく必要がありますが、国が安定供給可能な体制を整備することとしています。

(1) 自院で診察、検体採取、検体処理を行う

例) 抗原検査キットを活用(鼻腔拭い液(患者自身で採取)又は鼻咽頭拭い液)
自院に導入したPCR検査機器を活用

(2) 自院で診察と検体採取は行うが、検体処理は外部に委託する

※想定される外部の検査機関

- ・県内にラボを設置予定の民間検査機関(鳥取大学発ベンチャー…中西部は集荷可)
- ・県内に営業所等のある民間検査機関(6社…地域によって集荷可能な会社あり)
- ・検査機器を設置している医療機関 など

※検体提出した翌日までに結果判明すること、医療機関に向いて集荷することを想定していますが、詳細は今後お示しします。

(3) 自院で診察は行うが、施設構造上の問題等で、検査は保健所が運営する検査センター(ドライブスルー)を紹介する。

※次のような理由から対応できない場合があります。

- ・1か所あたりの検体採取能力は通常20件程度/日であり、曜日や時間帯も限定されています。
- ・患者発生に伴う濃厚接触者多数等、疫学調査の状況によっては受けられない場合があります。

(4) 自院で診察は行うが、検査は地域の診療所等の連携により行う。(独自の検査センターの設置等)

(5) 対象診療科でない等により対応できない。

2 診療所等での発熱患者の診療に関し、ご質問、ご意見があればご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。